市民税・県民税・森林環境税申告書の書き方（表）

令和７年１月１日から12月31日までの１年間に得た所得等について記入してください。
この見本を参照し、中央綴じ込みの申告書をご使用ください。

令和8年度　市民税・県民税・森林環境税申告書

益田市長 様	現住所	益田市常盤町１－１	業種又は職業	農業
	1月1日現在の住所	同　上	電話番号	31-0100
	フリガナ	マル マル　マル マル		
令和　年　月　日 提出	氏名	○○　○○	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
	生年月日	明・大・昭・平・令 31・1・1	世帯主の氏名	○○　○○　続柄 本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額 円	保険金などで補てんされる金額 円	差引損失額のうち災害関連支出の金額 円
⑪ 医療費控除	支払った医療費 350,000 円	保険金などで補てんされる金額 200,000 円	
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料	社会保険の種類 / 支払った保険料
	国民健康保険	360,300 円	円
	介護保険料	80,000	
	合計	440,300 円	
⑭ 生命保険料控除	新生命保険料の計 72,000 円	旧生命保険料の計 60,000 円	
	新個人年金保険料の計 30,000 円	旧個人年金保険料の計 30,000 円	
	介護医療保険料の計 80,000 円		
⑮ 地震保険料控除	地震保険料の計 32,000 円	旧長期損害保険料の計 60,000 円	
⑯～⑰ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	⑯ □寡婦控除　□ひとり親控除 □死別 □生死不明 □離婚 □未帰還	⑰ □勤労学生控除（学校名）	
⑱ 障害者控除	氏名 ○○　△△	障害の程度 1 級	
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
	氏名	障害の程度 級	
	個人番号		
⑲～⑳ 配偶者控除 配偶者特別控除 同一生計配偶者	配偶者の氏名 ○○　○△	生年月日 明・大・昭・平・令 28・2・3	配偶者の合計所得金額 980,000 円
	個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	□ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）	
㉑～㉒ 扶養控除・特定親族特別控除 1	氏名 ○○　△△	生年月日 明・大・昭・平・令 7・1・5	同居・別居 続柄 父
	個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	控除額 45 万円	特親
2	氏名 ○○　△○	生年月日 明・大・昭・平・令 7・2・2	同居・別居 続柄 母
	個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	控除額 45 万円	特親
3	氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ・・	同居・別居 続柄
	個人番号	控除額 万円	特親
4	氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ・・	同居・別居 続柄
	個人番号	控除額 万円	特親
16歳未満の扶養（控除対象外） 1	氏名 ○○　××　生年月日 明・大・昭・平・令 27・5・5	同居・別居 続柄 孫	
	個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		
2	氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ・・	同居・別居 続柄
	個人番号		
3	氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ・・	同居・別居 続柄
	個人番号		
	別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計 90 万円	

令和7年中に所得のなかった方は、その状況を裏面に記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア
		農業	イ 4,000,000
		不動産	ウ 720,000
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ 450,000
	雑	公的年金等	キ 3,500,000
		業務	ク
		その他	ケ 300,000
	総合譲渡	短期	コ
		長期	サ
		一時	シ 500,000
2 所得金額	事業	営業等	①
		農業	② 600,000
		不動産	③ 470,000
		利子	④
		配当	⑤
		給与	⑥ 0
		雑	⑦ 2,371,000
		総合譲渡・一時	⑧ 250,000
		合計	⑨ 3,691,000
4 所得から差し引かれる金額		雑損控除	⑩
		医療費控除	⑪ 50,000
		社会保険料控除	⑫ 440,300
		小規模企業共済等掛金控除	⑬
		生命保険料控除	⑭ 70,000
		地震保険料控除	⑮ 25,000
		寡婦、ひとり親控除	⑯
		勤労学生、障害者控除	⑰～⑱ 530,000
		配偶者控除	⑲
		配偶者特別控除	⑳ 330,000
		扶養控除	㉑ 900,000
		特定親族特別控除	㉒
		基礎控除※	㉓ 430,000
		合計	㉔ 2,775,300

5 給与所得及び公的年金等に係る所得以外の市県民税の納税方法
□ 給与から差引き（特別徴収）
□ 自分で納付（普通徴収）

※合計所得金額が2,400万円以下の方は基礎控除額43万円。2,400万円を超える場合は「申告書の書き方」参照。

⑲～㉒配偶者控除と扶養控除

- 控除対象者は、あなたと生計を一にする16歳以上（平成22年１月１日以前生まれ）の親族で、合計所得58万円以下の方
- 老人扶養は、昭和31年１月１日以前生まれの扶養親族
- 特定扶養は、平成15年１月２日から平成19年１月１日の間に生まれた扶養親族
- 配偶者特別控除は、あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合に該当
- 特定親族特別控除は、特定親族の合計所得が58万円を超え123万円以下の場合に該当

※金額は３ページ参照

⑯寡婦、ひとり親控除

寡婦控除	26万円
ひとり親控除	30万円

⑰勤労学生控除

勤労学生控除	26万円

⑱障害者控除

本人やあなたの親族（配偶者控除や扶養控除を受ける親族または16歳未満の扶養親族）が、障害者や特別障害者である場合

障害者控除	26万円
特別障害者控除	30万円
同居特別障害者控除	53万円

個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。

1 収入金額等　2 所得金額

該当する所得欄に記入してください。

⑦雑所得

キ公的年金等とク業務、ケその他収入から計算される所得金額の合計を記入してください。

令和７年分公的年金等に係る雑所得の速算表［求める所得金額＝A×B－C］

●昭和36年1月2日以後に生まれた方

A公的年金等の収入金額の合計額	B割合	C控除額
0円～ 1,299,999円	100%	600千円
1,300,000円～ 4,099,999円	75%	275千円
4,100,000円～ 7,699,999円	85%	685千円
7,700,000円～10,000,000円	95%	1,455千円
10,000,001円～	－	1,955千円

●昭和36年1月1日以前に生まれた方

A公的年金等の収入金額の合計額	B割合	C控除額
0円～ 3,299,999円	100%	1,100千円
3,300,000円～ 4,099,999円	75%	275千円
4,100,000円～ 7,699,999円	85%	685千円
7,700,000円～10,000,000円	95%	1,455千円
10,000,001円～	－	1,955千円

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

4 所得から差し引かれる金額

⑩雑損控除

該当がある場合に記入してください。

⑪医療費控除および⑭生命保険料控除

該当がある場合に記入してください。

⑫社会保険料控除

申告者本人が支払った健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などです。

⑬小規模企業共済等掛金控除

該当がある場合に記入してください。

⑮地震保険料控除

家屋・家財の損害保険契約のうち、地震等損害部分の保険料・掛金がある場合に記入してください。

［計算方法］

地震	支払った保険料の１／２（最高25,000円）	
旧長期	5,000円以下	全額
	5,001円～15,000円	支払額の1/2+2,500円
	15,001円～	10,000円
地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合はそれぞれ計算した金額の合計（最高25,000円） １つの保険で地震保険と旧長期保険が備わっている場合はどちらかを選択		

市民税・県民税・森林環境税申告書の書き方（裏）

分離課税に係る所得（土地や建物等の譲渡所得など）がある方は、市民税・県民税・森林環境税申告書（分離課税用）をあわせて提出していただきますので、税務課市民税係に問い合わせください。

6 給与所得の内訳

給与収入がある方はこの欄に記入してください。

7 事業・不動産所得に関する事項

営業等所得、農業所得、不動産所得がある方はこの欄に記入してください。

8 配当所得に関する事項

配当所得がある方はこの欄に記入してください。

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

個人年金保険などの雑所得がある方はこの欄に記入してください。

（表）ク、ケ欄に収入金額を記入し、収入金額から必要経費を引いた残額とキ公的年金等から計算される所得金額の合計を⑦欄に記入してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

・土地や建物などの譲渡所得は他の所得と区別して課税しますので、それ以外の資産の譲渡があれば、この欄に記入してください。

・生命保険の満期返戻金や賞金、懸賞金などがあれば「一時」の欄に記入してください。

11 事業専従者に関する事項

事業専従者がいる方はこの欄に記入してください。

12 別居の扶養親族等に関する事項

別居の扶養親族がいる方はこの欄に記入してください。

13 事業税に関する事項

事業税に該当する方はこの欄に記入してください。

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額等の控除を受けようとする場合はこの欄に記入してください。

15 寄附金に関する事項

令和７年中に寄附をした方は寄附先別にこの欄に記入してください。

16 令和７年中に所得がなかった方の記入する欄

具体的に記入してください。

---

6 給与所得の内訳

① 事業所種別	
勤務先所在地	○○市○○町1-1
勤務先名	(株)○○ 建設
事業所番号	
収入合計額	450,000 円
② 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
③ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円
④ 事業所種別	
勤務先所在地	
勤務先名	
事業所番号	
収入合計額	円

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
農業		4,000,000 円	2,900,000 円	円
不動産	益田市○○町2-2	720,000	250,000	

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
		円	円
	国外株式等に係る外国所得税額		

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	収入金額	必要経費
○○生命保険（定期年金）	300,000 円	279,000 円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額（収入金額 ― 必要経費）	特別控除額	所得金額（差引金額 ― 特別控除額）
総合譲渡	短期	円	円	円	円	イ 円
	長期					ロ
一時		2,000,000	1,000,000	1,000,000	500,000	ハ 500,000
					合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]	ニ 250,000

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑧の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

1	氏名	○○ ○○○	続柄 子	生年月日 明・大・昭・平・令 55・11・11	専従者給与（控除）額	500,000 円
	個人番号	6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		従事月数	12	
2	氏名		続柄	生年月日 明・大・昭・平・令 ・ ・	専従者給与（控除）額	円
	個人番号			従事月数		
3	氏名		続柄	生年月日 明・大・昭・平・令 ・ ・	専従者給与（控除）額	円
	個人番号			従事月数		
	所得税における青色申告の承認の有無		承認あり ・ 承認なし		合計額	500,000 円

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏名	住所	
		個人番号	
2	氏名	住所	
		個人番号	
3	氏名	住所	
		個人番号	

13 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額 円
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	
	損失額、被災損失額（白）	円
前年中の開（廃）業	開業・廃業	月 日
□ 他都道府県の事務所等		

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分		
住所地の共同募金会、日赤支部会		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書（二）」を提出してください。

16 令和7年中に所得がなかった方の記入する欄

1. 下記の者に扶養されている
住所
氏名　　続柄
2. 病気療養中である
3. 学生である
4. 失業中で、雇用保険で生活している
5. 傷病者や遺族などの受けとる恩給・年金扶助料等で生活している
（恩給または年金名）
⑥その他（できるだけ詳しく記入してください）
貯金で生活している

申告書の提出は郵送が便利です。

点線部分で切り取って封筒に貼り、送付してください。

〒 698 - 8650
益田市常盤町１－１
益田市役所総務部税務課　行

---

⑲～⑳の欄について

同一生計配偶者とは生計を一にする配偶者で、合計所得金額が58万円以下の方です。納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は配偶者控除の適用はありませんが、扶養とすることができます。（配偶者控除以外の控除等は対象となります）納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える方で配偶者を扶養とする場合は「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）」に✓をしてください。

㉑扶養控除

一般	33万円
特定	45万円
老人	38万円
同居老親等	45万円

㉓基礎控除

合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし